

令和6年度愛媛県介護テクノロジー定着支援事業 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「令和5年度介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業の実施について（令和6年2月5日老発0205第3号本職通知）」の別紙1「令和6年度（令和5年度からの繰越分）介護テクノロジー定着支援事業実施要綱」に基づき、愛媛県（以下「県」という。）が行う介護テクノロジー定着支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援事業の目的)

第2条 今後、介護サービスの需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急速に減少していくことが見込まれる中で、介護人材の確保は喫緊の課題であり、こうした状況を踏まえ、介護サービス事業者が介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーの導入や定着に向けた補助を通じて、介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図ることを目的とする。

(支援事業)

第3条 県は、令和6年度愛媛県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるところにより、予算の範囲内で、愛媛県介護テクノロジー定着支援事業費補助金を交付するものとする。

- 2 補助対象事業（交付要綱第3条に規定する事業をいう。以下同じ。）は、原則、令和7年1月31日までに完了するものとする。
- 3 補助対象経費の支出については、原則、交付要綱第9条第1項の事業実績報告書の提出前に完了しなければならない。
- 4 交付要綱第9条第1項の事業実績報告書の提出期日は、補助対象事業の完了2週間後又は、令和7年2月7日のいずれか早い方とする。

(補助対象事業に関する留意事項)

第4条 補助事業者（交付要綱第7条に定める補助事業者とする。）は、補助対象事業の実施にあたり次の点に留意すること。

(1) 介護ロボットの導入支援

- ① 複数の分割可能な部分で構成される介護ロボットについては、当該介護ロボットとしての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。また、同機種を複数購入する場合も交付要綱第4条第1号の上限の範囲内で補助を行うものとする。
- ② 導入する介護ロボットは、電気用品安全法（PSE）認証、Sマーク、電磁両立性（EMC）試験等製品レベルでの安全性の検証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。
- ③ 介護ロボットの導入時には、介護従事者の負担が軽減される等機器の有効性、効

果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制がとられていること。

- ④ 介護ロボットの導入に際しては、介護サービス利用者等に対して介護ロボットを活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。
- ⑤ 介護ロボット導入に伴う組立・設置工事及び輸送にかかる費用は補助対象外とする。

(2) ICT等の導入支援

- ① タブレット端末等による音声入力機能等、職員の入力負荷軽減の機能が実装されている介護ソフトを推奨する。
- ② 持ち運びを前提にせず、事業所に置くパソコンやプリンター等の端末は補助対象外とする。
- ③ 機器の購入・設置・設定のための費用を対象とし、通信費は対象外とする。
- ④ 補助事業者が介護ソフト等を独自開発する経費は補助対象外とする。
- ⑤ 補助対象となるICT機器等は、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品とするが、事業所において独自開発した介護ソフトについて、動作の安定性やサポート体制を確認した上で、本事業で補助したタブレット端末等にインストールして使用しても差し支えない。
- ⑥ 補助対象事業により導入したタブレット端末等を、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に利用することや、事業所が既に所有する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用すること等は差し支えない。
- ⑦ 介護ソフトがケアプラン連携標準仕様やLIFE標準仕様に対応していることを確認できる手段として、見積書やカタログ、取扱説明書等の資料をベンダーから入手する際、同時に「LIFEのCSV取込機能への対応状況確認書」や「最新版のケアプラン連携標準仕様への対応状況確認書」の提出を求め、当該機能の有無を確認すること、又は、ケアプランデータ連携システムを構築・運用する公益社団法人国民健康保険中央会のHPに掲載されている、同システムのベンダー試験結果により、同システムにおいてケアプラン連携標準仕様に準じたCSVファイルの入出力機能を実装した介護ソフトであるかを確認すること。

(3) 介護テクノロジーのパッケージ型支援

- ① 介護ロボット及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る機器等のメンテナンスに係る経費、インターネット回線使用料等の通信に係る経費は補助対象外とする。
- ② 既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。

(4) 導入支援と一体的に行う業務改善支援

本条第1号、第2号及び第3号の補助対象事業により介護テクノロジーを導入

しようとする介護事業所は、交付要綱第3条第4号に規定する第三者による業務改善支援又は介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等による支援を受けることを要件とするが、ここでいう業務改善支援を行う第三者とは、厚生労働省が定める生産性向上ガイドラインに基づく生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者であって、本事業の実施や個別の契約がなければ介護事業所に対して業務改善支援を行う立場になりえない事業者であること。

(5) 共通事項（第1号から第3号関係）

- ① 経済産業省が実施しているIT補助金や他の補助金等により過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコストは補助対象外とする。
- ② 補助目的外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること。
- ③ 購入を原則とするが、リース又はレンタルの場合は令和6年度分のリース又はレンタル料を限度とする。また、介護ロボットや介護ソフト等を購入する場合の補助額は、購入方法により別表のとおりとする。
- ④ 補助金の交付決定日前に、購入した機器については補助対象外とする。
ただし、予約・取置きについてはこの限りではない。
- ⑤ 交付要綱第3条第1号、第2号又は第3号の補助金申請をする交付対象者は、事業所ごとに業務改善計画を作成するものとし、県及び厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室（以下「厚労省」という。）に提出するものとする。

なお、特に活用定着に向けたサポートが必要な介護ロボット、ICT等を導入する事業者については、業務改善計画の作成や取組の実施にあたって、原則、厚生労働省委託事業「介護現場の生産性向上に向けた介護ロボット等の開発・実証・普及広報のプラットフォーム事業」の相談窓口や介護生産性向上総合相談センターに相談すること。

- ⑥ 補助事業者は、補助を受けた年度の内容を当該年度の翌年度に、県及び厚労省に業務改善効果等を報告するものとし、補助を受けた翌年度から3年の間、補助を受けた事業所において、業務改善計画で定めた内容に対する効果を確認するための報告を求めるものとする。なお、具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、別途通知する。

(6) 共通事項（第1号から第4号関係）

- ① 介護サービス事業者が一つの事業所において居宅サービスと介護予防サービスの指定を両方受けている場合は1事業所とする。
- ② 支援事業の実施にあたっては、複数の者から見積を徴する等、適正な価格により実施すること。
- ③ 県に提出した業務改善計画及び業務改善効果等の報告については、他の介護サービス事業者の参考として県のホームページ等により公表するものとする。

(情報収集等への協力について)

第5条 本事業により介護テクノロジーを導入した介護サービス事業者は、LIFE による情報収集への協力のほか、国又は県が得られた効果等について調査等を行う場合は協力しなければならない。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、支援事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は令和6年7月24日から施行する。

別表（実施要領第4条第5号③関係）

購入方法	補助額
使用権の期限がないもの	全額
月額払いのもの	令和6年度分に限る。
年額払いのもの	1年分
複数年の使用権契約のもの	契約年数を按分して1年分